

廃炉発官R5第132号
令和5年11月30日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

汚染水発生量の低減を目的に雨水処理設備にて処理可能な濃度の水をタンク堰内雨水処理設備で浄化处理し、構内散水するため、雨水処理設備の処理対象水の追加に伴い、以下の通り変更を行う。

また、雨水散水設備は事業者の自主管理として設備の設置、運用をしているため、併せて一部記載の見直しを行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画

2.36 雨水処理設備等

本文

- ・雨水処理設備の処理対象水の追加に伴う、処理対象水の追記

参考資料－2

- ・雨水散水設備の一部記載の削除

以 上